欧米一五ヵ国の小売業における営業時間

三富紀

はじめに

目的にする。 えで、このうちフランスについて少しく立入って紹介することをえで、このうちフランスについて少しく立入って紹介することを本稿は、欧米一五ヵ国の小売業における営業時間を概観したう

以上である。

時間が消費者の欲求によく適合しているかどうか見定めること、個々の試みとその帰結について調べること、最後に、現在の営業業時間の今日的な動向を知ること、第四に、営業時間を変更する五時間労働制への漸進的な推移について調べること、第三に、営時間を導き出すこと、第二に、商業部門に働く賃金生活者の週三時間を導き出すこと、第二に、商業部門に働く賃金生活者の週三

る。諸外国の実情については、商業販売調査センターと同様の各%、五万人以上一○万人未満四一%、一○万人以上八二%にあたる。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことにる。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことにる。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことにる。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことにる。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことにる。諸外国の実情については、商業販売調査・一○万人以上八二%にあた。

る小売業の営業形態別営業時間について調べ、そこから典型的なの目的のもとに実施されたものである。第一に、主要都市におけ

快よく応じている。 国諸機関に依頼して調べたものである。大多数の機関が、これに

くない反響を呼んでいる。調査結果は、フランスの商業関係誌などに紹介されるなど少な

遊的な資料として価値をもつように考えられる。 ここに紹介する調査結果は、次のような事項を検討する際の基

第一に、パートタイマーの労働時間。パートタイマーは、家庭第一に、パートタイマーの労働時間。パートタイマーは、家庭のたいないのである。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。これに、営業日数や時間が、これを左右することは論をますかけにはいかない。営業時間が、これを左右することは論をますかけにはいかない。営業時間が、これを左右することは論をますかけにはいかない。営業時間が、これを左右することは論をますかけにはいかない。営業時間が、これを左右することは論をますかけにはいかない。

連を把握するための一資料として本調査結果の意義は、少なくなった検討を要する課題である。営業時間と雇用及び雇用形態の関わいて近年喧伝されている。かかる議論については、業者団体のないて近年喧伝されている。かかる議論については、業者団体のでいる日曜営業の開始は、雇用創出の機会を開くとして西欧諸国でいる日曜営業の開始は、雇用創出の可能性。法的に制限され

第三に、労働時間の国際比較。この問題については、年間実労働時間とその諸要因とが計数的に算出されてきたところである。営かかる産業部門におりた作業をとりわけ必要にするであろう。営かかる産業部門におりた作業をとりわけ必要にするであろう。営かかる産業部門におりた作業をとりわけ必要にするであろう。営かかる産業部門におりた作業をとりわけ必要にするであろう。営かかる産業部門におりた作業をとりわけ必要にするである。

もとより本調査に制約のないわけではない。それは、スーパーもとより本調査に制約のないわけではない。それは、スーパータしくまとまった紹介が可能である。本調査結果の意義もことに少しくまとまった紹介が可能である。本調査結果の意義もことに少しくまとまった紹介が可能である。本調査結果の意義もことに少しくまとまった紹介が可能である。本調査結果の意義もことにない。とれば、スーパーもとより本調査に制約のないわけではない。それは、スーパーあると考えられる。

(1) Colette Bernier, Le trevail par equipes, IRA, Bulletin N. 15, 1979, 2 édition, mars 1981, pp. 13-20.
(2) 労働時間問題研究会編『労働時間短縮への提言』、第一書林、八七年一月、一四一、一四八ページ。

- (φ) FGTA FO, Informations, non à l'ouverture des commerces le dimanche, p. 21.
- (4) LSA, supplement au N. 1095/1096 des 18/25 décembre 1987, pp.12-41.

一 欧米 一五カ国に関する総括指標

欧米一五カ国(オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、イギリス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルン、ファンス)の小売業における営業時間を示すならば、表1のカ、フランス)の小売業における営業時間を示すならば、表1のカ、フランス)の小売業における営業時間を示すならば、表1のカ、フランス)の小売業における営業時間を示すならば、表1のカ、ファンス)の小売業における営業時間を参考までに加えている。

オーストリア 規則のもとに認可された営業時間は、月曜から金曜について六時三〇分から一八時(非食品小売り)、月曜から金曜について七時三〇分から一一八時(非食品小売り)、月曜から金曜について七時三〇分から一八時、土曜について七時三〇分から一三時(食品小売り)、月曜から金曜について七時三〇分から一三時(デパート、マガザンポピュレール、スーパーマーケット、ハイパーマーケット)である。日曜は、一般に閉店する。

まですべての商店の閉店を義務づけている。金曜及び法定祝祭日ペルギー─七三年七月二四日法は、夜の二○時から翌朝の五時

欧米一五カ国の小売業における営業時間

の傾向にある。 めの傾向にある。 と歌時間は、一般に安定化の傾向にある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの例外がある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの例外がある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの例外がある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの例外がある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの例外がある。 数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後かの傾向にある。

太〜三八時間(食品小売り、協約では三七時間)などである。大〜三八時間(食品小売り、協約では三七時間)などである。これらは、日安として定められているのであり、週最時である。これらは、日安として定められているのであり、週最時である。これらは、日安として定められているのであり、週最時である。と同時に、白土曜の一四時を超えないという枠もつけられている。月曜から一二人時間(食品小売り、協約では三七時間)などである。

賃金生活者の労働時間は、週平均三 六 時間(デパート)、三

う枠をもち、日曜は、一般に閉店する。 月曜から土曜について一○時から一三時、一七時から一九時とい規定は、週最低四四時間、最高六○時間の営業についてである。 まな、過程に対している。主な、スペイン 営業時間は、七六年一月九日法に定められる。主な

フィンランド 営業時間は、六九年法に定められる。月曜から

法経研究三七巻三号(一九八八年)

曜は、一般に閉店する。

「日のみ二一時、他は二○時の閉店及び日曜閉店。この一律閉店 は、イギリスとウエールズにおいて遵守されている。スコットランドでは、都市週辺のハイパーマーケットにおいて一般に九時から業をおこなっている。商店は、月曜から土曜まで一般に九時から業をおこなっている。商店は、月曜から土曜まで一般に九時から業する。営業時間は、この一○年来変化していない。しかし、スーパーやハイパーマーケットのような大規模店舗においては、 対別が、大及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、木及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、木及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、木及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、木及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、大及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、大及び金曜について二一時まで 「世帯三○分、一部では二○時、大及び金曜について二一時まで 「世帯」(「世界」)は、次のように定めている。週 「日のみ二一時、他は二○時の閉店及び日曜閉店。この一律閉店

は三七時間三〇分から三八時間である。し、営業形態別にしたがって相当のちがいをみせる。デパートでし、営業形態別にしたがって相当のちがいをみせる。デパートで賃金生活者の労働時間は、週平均五日計三九時間である。しか

反対に出くわしているわけでもない。 なっている。この試みは、目的をたっしたわけではないが、強いなっている。この試みは、目的をたっしたわけではないが、強いの廃止及び日曜営業の開始を求めるキャンペーンを八二年におこの廃止をできるすべての規則を国消費者協会(CNC)は、営業時間に関するすべての規則

には、適最長四四時間、日曜及び祝祭日の閉店、週のうち日曜以地方的な祝祭についても同様に例外的な扱いがなされる。一般的の観光事業とのかわりで若干の変更が可能である。歳末もしくは時間について総括的な定めをしている。地方レベルにおいて当該時間について総括的な定めをしている。地方レベルにおいて当該

り、これを実施する場合でも最近のことである。とも最低二時間の途中閉店をともなう。継続的な営業 は 稀 で あ外の日の半日閉店が定められている。この国の営業時間は、各日

商店は、一般に九時から一三時、途中の閉店をはさんで一六時商店は、一般に九時から一三時、途中の閉店をはさんで一六時で自主は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由は、週四四~五五時間を枠としている。

を問わず二〇時の閉店が義務づけられている。日曜は、一三時まる月曜から金曜に関してである。土曜については、季節のいかんのいて一九時、四月一日から九月三〇日について二〇時。いずれが、これも季節に応じて変動する。一〇月一日から三月三一日にが、これも季節に応じて変動する。一〇月一日から三月三一日にが、これも季節に応じて変動する。一〇月一日から三月三一日にが、これも季節に応じて変動する。一〇月一日から三月三一日にが、これを選挙を開わず二〇時の関店が義務がよって週平均四〇時間働く。

し夏季は一四時である。 金曜について九時から一九時、土曜について九時から一五時、但他の大都市については、月曜から木曜について九時から一七時、化の大都市については、月曜から木曜について九時から一七時、 で営業することができる。

体の長の権限に属する。地方的な事情が、大きな比重を占る。営業時間を決めるのは、自治体の長である。夜間についても自治オランダー七六年法は、週五二時間と定めている。この枠内で

付の長の権限に属する。地大的な事情が、大きな出重を占る。 付の長の権限に属する。地大的な事情が、大きな出重を占る。 が「これに反対の態度をとる。消費者諸団体は、週五二時間の法は、これに反対の態度をとる。消費者諸団体は、週五二時間の法は、これに反対の態度をとる。消費者諸団体は、別店する。昼食時の途中別店はない。さまざまの団体が営業時間の延長を求めている。デ閉店はない。さまざまの団体が営業時間の延長を求めている。デ閉店はない。さまざまの団体が営業時間の延長を望んが、上曜について、一二時から一八時、大きな出重を占る。

西ドイツ 七五年法に定められている。月曜から金曜について賃金生活者の労働時間は、週四〇時間である。でいる。

の可能性を実施に移すかどうかは、市町村の人口規模に左右され各月の最初の土曜について一八時まで営業することができる。こ

る。日曜は、一般に閉店する。

七時から一八時三〇分、土曜について七時から一四時。しかし、

している。パン屋、牛乳屋、肉屋は七時、スーパーマーケットは曜について九時から一四時、第一土曜日について一八時まで営業多くの場合、月曜から金曜について九時から一八時三〇分、土

欧米一五カ国の小売業における営業時間いてなされている。日曜営業は、家具店についてたとえば一二時店はない。夜間の営業は、駅や空港などのごく限られた場所にお

は、こうした趣旨の法制化に同意してはいない。を要求している。大多数の消費者は、これを支持している。政府れ動いている。労働組合は、より短い営業時間とりわけ土曜閉店方一八時の閉店、土曜一三時の閉店など安定化と減少との間を揺方一八時の閉店、土曜一三時の閉店など安定化と減少との間を揺分、第一土曜を含む週は六八時間三〇分である。傾向として、夕から一八時までおこなっている。週営業時間は、六四 時 間 三〇から一八時までおこなっている。週営業時間は、六四 時 間 三〇

二時まで開いている。
ーパーマーケットとコンビニエンスストアは、二○時もしくは二ーパーマーケットとコンビニエンスストアは、二○時もしくは二間は、九時から一八時もしくは九時三○分から一九時である。ス間は、九時から一八時もしくは九時三○分から一九時である。スウェーデン(営業時間に関する規則は、七二年以来ない。時

賃金生活者の週平均労働時間は四〇時間である。

曜は一三時におしなべて閉店する。営業時間は、減少している。限は一三時におしなべて閉店する。営業時間は、減少している。以下は、自営業を除いてすべて二一時までである。自営業について七時、自営業を除いてすべて二時までである。自営業について七時に、自営業を除いてすべて二一時までである。自営業について七時に、自営業を除いてすべて二一時までである。と曜は一七時、月時三〇分、デパートについて八時から一八時三〇分、一三時三〇分、アパーマーケットについて八時から一八時三〇分、一三時三〇分、デパートについて八時から一八時三〇分、ショッピンは、自営業を除いてすべて二一時までである。と曜は一七時、月は、自営業を除いてすべて出一時までである。自営業について七時に、月時に、対している。以下は、スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。以下は、スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。以下は、スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。以下は、スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。以下は、スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。

賃金生活者の週労働時間は、四二―四五時間である。

この日においては、日曜に関する定めを除いては営

アメリカ

表1 欧米15カ国の小売業における営業時間と労働時間

	自営業店舗の	営業時間	週営業時間			賃金生活者
国	月~金曜日	土曜日	日数(日)	週 時 間 (時 間)	閉店日	の労働時間
+ 7 L 7 (1)	食品: 6時30分~18時30分	6 時30分~13時	6		日曜	
オーストリア (1)	非食品: 7時30分~20時	左に同じ	6		日 降	
ベルギー	9時~18時	左に同じ	6	54	"	40
デンマーク (1)	6 時~17時30分	6 時~12時	5, 5		土曜午後曜	
スペイン	10時~13時 17時~19時	左に同じ	6	44 ~ 60	日曜	
フィンランド (1)	8 時~20時	8 時~18時	6		"	
イギリス	9時~17時30分	左に同じ	6	51	"	39.30
イタリア	9 時~13時 16時~19時	"	5. 5	39	日 曜プラス0.5日	40
ルクセンブルグ(1)	19~20時まで(夏)	20 時 ま で (1年中)	6もしく は6.5		日曜もしくは日 曜の午前	
ノルウェイ	月~木曜:9時~17 時 金曜:9時~19時	9時~15時 (夏のみ14時)	6	48 (夏のみ47)	日曜	

	TOUR TOUR											
オーラーノータ 代~5	: 12時~18時 	9時~17時			5, 5	50	日月	曜	午	曜前	40	
西 ド イ ツ 9時~	~18時30分	9時~14時 月1回のみ9時 ~18時		6	52.30 月1回のみ 56.30	日	日曜		隁	40		
	~18時もしくは 0分~19時	左に	同	じ	6 もしくは 7	61 もしくは64			くだ 身以隆			
時15년 18時3					5, 5	52.40	日曜, 月時午前		油	42~45		
が以口	非食品: 8時 ~ 12 時,13時30分~18時 30分				5, 5	49	 ⊢ ki	H PES 7170 DO		100	12 - 10	
8時~	: 7 もしくは ~21もしくは22	左に	同	ľ	6	84	日			曜	35もしくは40 (フ ルタイム	
	品:10時 ~ 18 木金曜の夜間	"		7	58~61	くに時ず	日曜の10時もし くは12時から17 時もしくは18時 まで営業		517			
	: 8時~12時30 5時~17時30分	左に	. 同	ľ	5, 5	49.30	日月	曜	午	後曜	39	
フランス(3) 非食!	(3) 非食品: 9時 ~ 12 時, 14時~19時	"		5	40	日	麔,	月	曜	39		
				5. 5	45	日時	星, 丿	建中	一前	39		

[資料] CECOD, Les horaires du commerce de detail de centre-ville, France et etranger, septembre 1984, p. 140, tableau n 54.

- [注] (1) 認可された時間であって、実際のそれではない。(2) ST Gall 洲のみ。
 - (3) 典型的な時間。

法経研究三七巻三号(一九八八年)

一一月の最後の週からクリスマスまでどの店舗も夜間及び日曜には一八時まで店を開き、ある場合には一〇時から営業している。(木曜、金曜)の夜間営業をおこなう。夜間営業は、都市の人口(木曜、金曜)の夜間営業をおこなう。夜間営業は、都市の人口について一〇時から一八時を営業時間とし、週一日もしくは二日当にことなる。一般に主要都市の非食品店舗では、月曜から土曜当にことなる。一般に主要都市の非食品店舗では、月曜から土曜当にとなる。一般に主要都市の非食品店舗では、州によって相当にといる。

八時まで営業する。ディスカウントショブも、同じようである。のところも、居住区域との関係でみられる。郊外、とりわけそののところも、居住区域との関係でみられる。郊外、とりわけその時から二一時もしくは二二時まで店を開けている。二四時間営業時から二一時もしくは二二時まで店を開けている。二四時間営業時から二十分に対している。二四時間営業時間であり、七時あるいは八人のでは、他の店舗より長い営業時間であり、七時あるいは八人のでは、他の店舗より長い営業時間であり、七時あるいは八人のでは、他の店舗より長い営業時間であり、七時あるいは八人のでは、他の店舗よりである。

日曜日の就業にとりわけ傾斜している。四○時間働く。多くの企業は、日曜日の就業について割増しをつ四○時間働く。多くの企業は、日曜日の就業について割増しをついる。五日について三五―

営業時間は、一般に延長傾向にある。

小括 以上から次のことがいえるように考えられる。第一に、くは市町村として法令上の措置をするように求めたことがある。稀れな例ではあるが、ある団体が日曜営業に強く反対し、州もし消費者諸団体は、一般に営業時間に関心を払っていない。ごく

トなどの店舗規模の大きく、しかも途中閉店のない場合に六〇一

大・日曜の労働が問題になりはじめている。第二に、営業時間と対し、ヨーロッパの各国がより包括的な法律を今をもたないのに対し、ヨーロッパの各国がより包括的な法律を今をもたないのに対し、ヨーロッパの各国がより包括的な法律をもつという事情にかかわる。第四に、フランスにおける営業時間との財差は、少なくない。第三に、営業時間についてアメリカがもっとも長い。この国が日曜営業を除いては関係する法は比較的短いと評することができる。最後にパートタイムの傾斜も大いので関係であり、で間と営業時間は、西ドイツとスイスを除いて延長傾向にあり、夜間と営業時間は、西ドイツとスイスを除いて延長傾向にあり、夜間と

フランスにおける営業時間

(1)

総括指標

小売業の店舗形態別営業時間を示すならば、表

ずン・ポヒュレール、ショッピングセンター、スーパーマーケッ 他の営業者について五もしくは五・五日であるほかは、おしなべて 自営業者について五もしくは五・五日であるほかは、おしなべて ート、マガザン・ポピュレール、ショッピングセンター及びスー ート、マガザン・ポピュレール、ショッピングセンター及びスー ート、マガザン・ポピュレール、ショッピングセンター及びスー ルに、昼間の途中閉店は、自営業者について一般的であり、 2の通りである。

賃金生活者にとっては、二日連続の週休とはいえ土・日曜には取営業は、自営業を除く他の形態でおしなべておこなわれている。に、日曜営業は、自営業食品店舗を除いて実施していない。月曜へ八時間と長く、店舗規模の 小さい場合に概 して 短い。最後

時間の延長や短縮がみられる。がおこなわれる。バカンスにともなう人口の移動を契機に、営業がおこなわれる。バカンスにともなう人口の移動を契機に、営業がおこなわれる。バカンスにともなう人口の移動を契機に、選常の営業についてであり、新学期のはじまる九月、以上は、通常の営業についてであり、新学期のはじまる九月、

得できないことを意味する。

以下では、営業形態別に少しく立ち入ってみることにする。

六・三%、一二時三○分五三・二%、一三時一二・七%である。五%である。昼の途中閉店は、一二時二七・八%、一二時一五分三九・○%、八時三○分一一・六%、九時及び九時一五分二六・

れる。その分布は、七時九・二%、七時三〇分一三・七%、八時

自営業食品 閉店は、七時から九時一五分の間におこなわ

二・九%、一九時三〇分四六・〇%、一九時四五分二・〇%、二は、一八時三〇分二・〇%、一九時四〇・五%、一九 時一 五分五時三七・九%、一五時三〇分~一六時三〇分一五・四%。閉店

午後の開店は、一四時三一・七%、一四時三〇分一五・〇%、一

〇時六・六%である。

欧米一五カ国の小売業における営業時間日二七・〇%、六日二三・四%、六・五日二・三%である。週営産業日数は、五・五日四七・三%ともっとも多いが、他に五

曜午前七四・六%、月曜午後六二・九%、日曜午前五二・四%、火もし五九時間以上六・二%である。週閉店日は、日曜午後九九・六%、月五四時間未満三〇・五%、 五四時間以上五九時間未満一五・六%三・四%、 四四時間以上四九時間未満一八・八%、 四九時間以上

業時間は、三九時間未満五・五%、三九時間以上四四時間未満二

業時間である。週営業日数は、五日五六・六%ともっとも多く、ている。五九%について九時から一二時、一四時から一九時の営(3)自営業非食品(営業時間は、自営業食品に較べ均質化され

店が八〇%、日曜及び月曜午前についての閉店が二〇%である。

店する割合は、四七・三%である。日曜午後と月曜についての閉

くは水曜二・○%についてそれぞれ店舗を閉める。週一・五日閉

閉店日は、日曜午後一○○%、日曜午前九五%、月曜午前九二・位数八時間である。六○・四%について日当り八時間である。週三一・二%を占る。日当りの営業時間は、平均七時間五五分、中%、四九時間以上五四時間未満○・八%である。週四○時間が、

四四時間未満五六・六%、四四時間以上四九時間 未満 二九・四自営業食品より短かい。三九時間未満一三・二%、三九時間以上

次いで五・五日三六・九%、六日六・五%である。週営業時間は

都市の六五・九%は、日曜と月曜に閉店する。人口五万人以上の万人未満の都市の六九・五%は、週二日の閉店である。これらの五%、月曜午後五四・七%、火もしくは水曜二%である。人口五

都市の四四・六%は、日曜及び月曜午前からなる一・五日の閉店

である。同じく一三・三%は、日曜のみの週一日閉店である。

④ デパート 昼間の途中閉店をおこならデパートは、七八・

九%にのぼる。開店は、九時七七・○%がもっとも多く、他に八

四五分一・四%である。途中閉店は、一二時六三・五%ともっと五分四・〇%、九時一五分九・四%、九時三〇分一・四%、九時四十・三%、八時三〇分四・〇%、八時三五分一・四%、八時四時一・三%、八時三〇分四・〇

時三〇分一〇・八%、一三時三〇分〇・七%である。午後の開店も多く、一一時五五分一・四%、一二時一五分二三・五%、一二四五分一・四%である。途中閉店は、一二時六三・五%ともっと

八・〇%、一五時三・四%である。夜の閉店は、一九時八六・五一三時四五分二・〇%、一四時一五分一四・九%、一四時三〇分は、一四時六九・〇%がもっとも多く、一三時三〇分二・七%、

%、一八時五五分一・四%、一九時一五分四・〇%、一九時三〇

%がもっとも多く、一八時三〇分二・七%、一八時四五分二・七

○分九・一%、一○時一・五%である。他方、閉店は、一九時八く閉店がおそい。九時八七・九%、八時三○分一・五%、九時三途中閉店をしないデバートは、わずかではあるが、開店がはや分二・七%である。

日にパリのあるデパートによってはじめられ、その後フランスはくは二日さらに遅い夜間営業をしており、これは、六三年三月六時まで営業している。他に、この種のデパートでは、週に一もし時三○分一○・六%である。七七・三%で朝の九時から夜の一九三・三%、一八時三○分四・六%、一九時一五分一・五%、一九

こなっている。 ス客を多く受入れる地方では、季節によって営業時間の延長もおるとよりヨーロッパ各国に広まったものである。さらに、バカン

一%(途中閉店なしの場合)である。七・九%(途中閉店ありの場合)、同じく○%、九・九%、九○

週営業日数は、五日一五・五%、五・五日一六・九%、六日六

週営業時間は、三九時間未満五・三%、三九時間以上四四時間

・七%、六四時間以上六九時間未満四・六%(途中閉店なしの場間以上五九時間未満二二・七%、五九時間以上六四時間未満二三・〇%(途中閉店ありの場合)、五四時間以上五四時間未満二三・七%、四九時間未満五二・七%、四九時

週閉店日は、日曜一〇〇%、月曜午前三二・五%、月曜午後合)であり、後者について明らかに長い。

・六%が一日、後者の九〇・一%が同じく一日である。〇%(途中閉店なしの場合)である。週閉店日数は、前者の六七五・五%(途中閉店ありの場合)、同じく一〇〇%、九 ・ 九%、

二時五八・三%、一二時一五分二八・〇%、一二時三〇分一二・時三〇分一・二%、九時四五分一・二%である。途中閉店は、一三〇分八・三%、八時四五分三・六%、九時一五分八・三%、九時店は、九時七五・〇%ともっとも多く、八時二・四%、八時である。

⑤ マガザン・ポピュレール 途中閉店する店舗は七八・一%

表2 主要都市における小売業の店舗形態別営業時間

, trade	都市の人口規模も しくは営業時間の	· 営業時間帯 午前 午後	営業日数	営業時 間数		閉店日日曜 月曜
店舗の形態	形態	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 (時間)	(日)	(時間)	(時間)	午午午午前後前後
自営業食品店舗			5.5	9	49,30	
上水型山人口中部	5 万人未満	******	5	8	40	
自営業非食品店舗	5万人以上	******	5.5	8	45	
	10 万 人 未 満 一 時 閉 店		6	8	48	<u> </u>
デパート	10 万 人 以 上 継 続 営 業		6	10	60	
マガザン・ポピュ	一時閉店		6	8	48	
レール	継続営業	*******************	6	10	60	
ショッピングセン	一時閉店	******	6	8	48	
ター、アーケード街	継続営業	**************************************	6 .	11	66	••••
	一時閉店		6	8	48	
スーパーマーケット	継続営業		6	11	66	
朝市			2 (水、土曜)	-5	10	

店のある場合)、平均一〇時間五分、中位数一〇時間(途中 閉 店 間以上五四時間未満二二・六%、五四時間以上五九時間未満四・ 未満一五・五%、四四時間以上四九時間未満五四・八%、四九時 上げは、一日の二二~二四%にのぼる。 週六日九時四五分から二二時三〇分まで営業している。夜間の売 ある。パリのシャンゼリゼにあるプリズニック (PRISNIC) は、 な時間をとる。金曜の夜間営業を延長したりすることが、それで 店のある場合)。 分九・五%、一九時四五分一・二%である(以上いずれも途中閉 %、一八時四五分一・二%、一九時一五分三・六%、一九時三〇 閉店は、一九時八二・一%ともっとも多く、一八時三〇分二・四 八・九%ともっとも多く、一三時四五分三・〇%、一四時一五分 五%、一二時四五分一・二%である。その後の開店は、一四時五 のない場合)である。 七%(途中閉店のある場合)である。 ○%(途中閉店のない場合)である。 ・七% (途中閉店のある場合)、同じく八八・〇%、一二・〇%、 一三・一%、一四時三〇分一七・九%、一五時七・一%、一日の 日当りの営業時間は、平均八時間五分、中位数八時間(途中閉 週営業時間は、三九時間未満二・四%、三九時間以上四四時間 週営業日数は、六日七七・四%、五・五日一四・九%、五日七 マガザン・ポピュレールは、自営業者とはことなりより弾力的 法経研究三七巻三号 (一九八八年)

りの場合)と八八%(途中閉店のない場合)である。 「曜を閉店にする店舗は、七六・二%(途中閉店のない場合)である。 「曜を閉店にする店舗は、七六・二%(途中閉店のない場所にありの場合)、同じ

(6)

ショッピングセンター、アーケード街、途中閉店のある場

七%、一二時三〇分二〇・〇%、一三時三・三%、その後の開店〇時五・〇%、途中閉店は、一二時七〇・〇%、一二時一五分六・〇時五・〇%、途中閉店は、一二時七〇・〇%、八時三〇分五・〇%、一日時五、九時七三・三%がもっとも多く、八時三・三%、八時三日が三二%、ない場合が六三%、双方の組合わせが五%である。

は、一四時七六・七%、一四時三〇分一〇・〇%、一五時一〇・

が、こ、は、このでは、このでは、このでは、このでは、これでは、このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これである。。 このでは、このでは、これである。 これである。 これである。 これである。 これである。 これである。 これである。 これである。 これである。

週営業時間は、三九時間未満三・三%、三九時間以上四四時間%、○%(途中閉店のない場合)である。

週閉店日は、日曜午前九八・八%、日曜午後一〇〇%、月曜午

間以上六四時間未満一四・五%、六四時間以上六九時間未満二三 店のある場合)、五四時間以上五九時間未満一八・二%、五 九 時 間以上五四時間未満二〇・〇%、五九時間以上三・三%(途中閉 未満三〇・〇%、四四時間以上四九時間未満四三・四%、 七%、六九時間以上七四時間未満二九・一%、七四時間以上七 四九時

%、一三・六%、○%、○%(途中閉店のない場合)である。週 六・一%(途中閉店のない場合)である。 後三・三%(途中閉店のある場合)、同じく九九・一%、一 〇 〇 前五〇・〇%、月曜午後三一・七%、火曜午前三・三%、火曜午 九時間未満一四・五%(途中閉店のない場合)である。 一日、日曜のみ閉店は、四六・七(途中閉店のある場合)及び八 週閉店日は、日曜午前九三・三%、日曜午後一〇〇%、月曜午

⑦ スーパーマーケット 途中閉店をする店舗は、七三・六%

○分三・八%、一五時四五分二・五%、夜の閉店は、一九時四○ 八・九%、一四時四五分一・三%、一五時三二・〇%、一五時三 %、一四時二六·四%、一四時一五分三·八%、一四時三〇分二 〇・〇%、一三時一・三%、その後の開店は、一三時三〇分一・三 時一五分一七・一%、一二時二五分一・三%、一二時三〇分五 九時三〇分四・八%、昼の途中閉店は、一二時三〇・三%、一二 三〇分一五・二%、八時四五分三・八%、九時一五分四・三%、 開店は、九時六三・七%ともっとも多く、八時八・二%、

欧米一五カ国の小売業における営業時間

である。

については、表3の通りであり、遅い時間帯までの営業が注目さ 中閉店のある場合)である。途中閉店のないスーパーマーケット 三〇分四五・八%、一九時四五分〇・六%、二〇時二・一%(途 ・五%、一九時一〇分一・三%、一九時一五分九・七%、一九時

(継続営業)の開閉店									
		比率(%)							
開店時刻(1)	8時30分 9時 9時15分 9時30分 10時	10. 0 71. 1 3. 3 4. 5 11. 1							
閉店時刻(1)	19時 19時30分 20時 20時30分 21時 22時	26. 7 11. 7 30. 0 3. 3 13. 3 15. 0							
〔資料	料〕 表1に同 (1) 合計は 100。	じ p. 26							

%、一〇·○%、八八·三%、一·七% (途中閉店のない場合) 九・六%、六・五日一・三%(途中閉店のある場合)、同じく○ の急増する地方では、時間の延長をおこなう。 については継続的に店を開ける例もある。バカンスの時期に人口 らせている。途中閉店をするスーパーマーケットでも金曜と土曜 -パーマーケット 週営業日数は、五日五・一%、五・五日二四・○%、六日 六 夜間は、一般に金曜のことであるが四〇分から二時間閉店を遅

表 4 主要都市における小売業の店舗形態別週営業時間の分布

(単位:%)

	食品店舗	非食品店舗	デ パ	-	ルピュレー	ショッピングセン ター等		スーパーマーケット	
		店舗業	一時閉店	継続営業		一時閉店	継続営業	一時閉店	継続営業
39時間未満	5. 5	13. 2	5, 3		2.4	3, 3		1.3	
39時間以上44時間未満	23.4	56.6	19.0		15.5	30.0	-	13.9	
44時間以上49時間未満	18.8	29.4	52.7		54.8	43.4		53, 2	
49時間以上54時間未満	30.5	0.8	23.0		22.6	20.0		29.1	,
54時間以上59時間未満	15, 6	,		22.7	4.7	,	18.2	2.5	
59時間以上	6.2					3.3			
59時間未満									6.7
59時間以上64時間未満		1,		72.7			14.5		26.6
64時間以上69時間未満			-	4.6			23, 7		40.0
69時間以上74時間未満							29.1		20.0
74時間以上									6.7
74時間以上79時間未満							14.5		

〔資料〕 表1に同じ, p.20, p.29, p.41, p.43, p.52, p.63, p.65, p.78—79.

〔注〕 各欄の合計は100。

い場合)である。週一日、日曜のみの閉店は、六五%(途中閉店同じく一〇〇%、九八・三%、一〇・〇%、〇%(途中閉店のな午前三二・九%、月曜午後一〇・一%(途中閉店のある 場合)、月曜年後一〇・一%(途中閉店のある 場合)、月曜週営業時間は、麦4のように他の営業形態に較べ概して長い。

あり) 及び八八・三%(途中閉店なし)である。

三 フランスの営業時間と賃金生活者

○・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。
 ○・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。
 ○・八二時間で、
 ○・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。
 七次、二十二五時間ご六・七次、二十二三時間と年平均三・七%、二十二五時間一〇・四%、三〇時間以上一・七%である。七四年の週平均二〇・六時間に較べ、七八年一七・七三時間と年平均三・七%の短縮である。
 ○・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。
 ○・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。

おわりに

たいと考える。

○ここに紹介した調査結果は、八○年代初頭のものである。六○
年代から七○年代における営業時間に較べていかなる特徴をもつであろうか。女性とりわけ既婚女性の労働力化が、この時期に画期的に上昇し、また、諸資本間の競争が激化したことを考えると期的に上昇し、また、諸資本間の競争が激化したことを考えるとのおりに対していた。

○本代から七○年代における営業時間に較べていかなる特徴をもつにある。六○
と考える。

(H) USDAW, The choise must be hours, the USDAW

〇分二・八%である。

法経研究三七巻三号 (一九八八年)

report on shops legislation, 1988, p.3.

(a) David N. Laband, Deborah Hendry Heinbuch, Blue Laws, the history, econmics and politics of sunday-closing laws, Lexington Books, 1987.

(3) この国の日曜営業の歴史については、拙稿「フランスに、3) この国の日曜営業の歴史については、拙稿「フランスに